

実家・持家を空き家にしないために 「家族で考える相続」(住まい編) セミナー & 相談会

2023年
10/1 日

13:30~16:00

[開場 13:10~] **無料**

- ① セミナー：予約不要(当日先着順80名)
- ② 個別無料相談会：当日受付先着制(20組)



ご来館の際は、できるだけ公共の交通機関をご利用ください。

会場 **北とびあ** 東京都北区王子1丁目11-1

- ① セミナー：第2研修室
- ② 個別無料相談会：701会議室

- アクセス
- ・JR京浜東北線：王子駅 北口 ————— 徒歩約2分
 - ・東京メトロ南北線：王子駅 5番出口 ————— 直結
 - ・都電荒川線：王子駅前駅 ————— 徒歩約5分

タイムスケジュール

① セミナー (第2研修室)

セミナー定員 **80名**

13:30~13:35 開会の挨拶 東京都行政書士会

13:35~13:50 北区の住宅行政・空き家対策について
北区 住宅課：荻野 慎一 課長

13:50~14:30 **セミナー**

「家族で考える遺言・相続、空き家」

東京都行政書士会 北支部：吉村 信一

(14:30~14:40 休憩)

14:40~15:15 **質疑応答**

「遺言・相続こんな時どうすればいいの？」

登壇者／東京都行政書士会 北支部：吉村 信一
東京都行政書士会 空家対策特別委員会委員

15:15~15:20 閉会の挨拶 東京都行政書士会 北支部

15:20 終了

② 個別無料相談会 (701会議室)

相談会 **20組** (30分/1組)

個別無料相談会は当日受付先着制です。

13:30~16:00 **相続と住まいに関する
個別無料相談会**
ぜひこの機会にご相談ください。



お問い合わせ先
東京都行政書士会

☎ **03-3477-2881**
9:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝日除く)

共催：東京都行政書士会
東京都行政書士会 北支部
北区



こんなお悩み ありませんか？

高齢の親が施設入居することになった。
空き家になりそうな実家など財産管理はどうしよう？

成年後見制度の活用

一人暮らしで持家を相続する人がいない。
どこかに寄付できないか？

遺言書の作成

空き家を活用して民泊やカフェをしたいが開業の届けはどうするの？

各種許認可申請

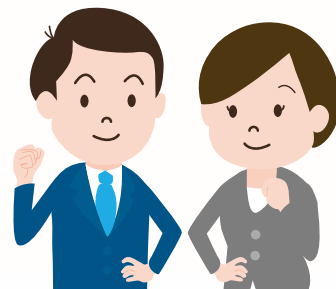
親の家を相続することになったが、住む予定はない。
何か活用できないか？

相続した空き家の利活用

空き家をリフォームして賃貸したいけど、費用が高額になりそう。どうしよう？

補助金等申請

あなたのお悩み
行政書士が解決いたします！



空き家に関するお困りごととはご相談ください

東京都行政書士会
市民相談センター



03-5489-2411

電話相談

12:30～16:30 (土・日・祝日除く)



ホームページ

<https://www.tokyo-gyosei.or.jp/>

お電話でのご相談は無料。個別の業務依頼については一部有料となる場合があります。

行政書士は街の法律家

行政書士は、権利義務、事実証明に関する書類作成や行政への許認可手続の専門家です。

遺言書の作成、相続手続のご相談、また法人設立や助成金申請など空き家の利活用に向けて多方面からサポートします。

東京都行政書士会は「令和5年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業」の事業者に選定されました。